

茨市推第 70 号  
令和 2 年 4 月 8 日

各コミュニティセンター  
指定管理者 代表者 様

茨木市 市民文化部  
市民協働推進課長 小西 哲也

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の  
発出に対する大阪府の緊急事態措置対応等について（お知らせ）

日ごろから、各コミュニティセンターの管理運営に格別のご尽力とご協力を  
いただき厚くお礼申し上げます。

標記について、昨日、国において、大阪府にインフルエンザ等対策特別措置法  
に基づく「緊急事態宣言」が発出され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的  
対処方針（以下「基本的対処方針」という。）が改正されました。

国の緊急事態宣言を受け、大阪府知事から、基本的対処方針を踏まえた「緊急  
事態措置」が示されたことから、本市においては、「茨木市新型インフルエンザ  
等行動計画」に基づき、府や近隣の市町と適切に連携・協力して対応することと  
しているとともに、大阪府の緊急事態措置を踏まえた新型コロナウイルス感染  
症の拡大防止に向けた対応等を変更いたしましたので、下記のとおり、お知らせ  
いたします。また、参考までに、大阪府緊急措置の概要等を送付いたします。

なお、コミュニティセンターの取扱いについては、現在のところ、これまでと  
同様であり、特に、変更等はございません。

記

- |                              |    |      |
|------------------------------|----|------|
| 1 公共施設の開館状況について              | …… | 別紙 1 |
| 2 幼稚園・保育所・学童保育室等の対応について      | …… | 別紙 2 |
| 3 コールセンターの対応について             | …… | 別紙 3 |
| 4 DV相談等の周知について               | …… | 別紙 4 |
| 5 茨木市長選挙及び茨木市議会議員補欠選挙の執行について | …… | 別紙 5 |
| 6 参考資料                       |    |      |
| (1) 大阪府緊急事態措置の概要             | …… | 参考 1 |
| (2) 府民の皆さまへのお願い              | …… | 参考 2 |